

【資料】 国際海洋法裁判所「ノースター号事件」 (第25号事件) 本案判決 (1)

佐古田 彰

はしがき

【翻訳】「ノースター号事件」(パナマ対イタリア) 国際海洋法裁判所本案判決
判 決

- I. 序
- II. 両当事国の申立
- III. 事実の概要
- IV. 証拠法
- V. 管轄権の範囲 (以上、本号)
- VI. 海洋法条約87条
- VII. 海洋法条約300条
- VIII. 賠償
- IX. 裁判費用
- X. 主文

Treves 特任裁判官の宣言

Cot、Pawlak、Yanai、Hoffmann、Kolodkin 及び Lijnzaad 各裁判官並び
に Treves 特任裁判官の共同反対意見

はしがき

以下に訳出するのは、2019年4月10日に国際海洋法裁判所 (ITLOS) が言い渡した「ノースター号事件」(パナマ対イタリア) (第25号事件) に関する本案判決である。

ノースター号 (M/V “NORSTAR”) は、パナマの国籍を有する石油タンカーである。船主はノルウェー法人である Inter Marine 社で、事件発生当時、マ

ルタ法人である Nor Maritime Bunker 社が用船していた。事件の概略のみ述べると、スペインが1998年9月に自国の港に停泊中のノースター号を差し押さえたところ、17年後の2015年12月に、旗国パナマが、これが公海の自由（航行の自由）の侵害を構成するとして、スペインでなくイタリアを被告として ITLOS に提訴した、という事件である。ITLOS は、パナマの主張を認め、イタリアに対し損害賠償金の支払いを命じた。この一見して理解不能な概略から分かるように、事実関係は非常に複雑である。ここではできるだけ簡潔に、もう少し事実関係を説明したい。

ノースター号は、1994年から1998年まで、イタリア国外で消費すると虚偽申告されイタリアでの消費税の支払いが免除された燃料油をイタリア領域内で積み込んで、イタリア領域外に出た後に、レジャー用船舶（大型ヨット）にその燃料油の供給を行った。この大型ヨットは、その後にイタリアの港に向かい、イタリア国内で燃料油を積み卸し販売した。このようにして関税と税金の支払いが免れるという租税回避スキームである（本件判決72項参照）。その燃料供給仲介人（bunkering brokers）として行動したのが、イタリアの Rossmare International 社であった。イタリアの財務警察（fiscal police）は、ノースター号船主の Inter Marine 社の社長である Arve Morch 氏、ノースター号船長であった Tore Husefest 氏、Rossmare International 社代表である Silvio Rossi 氏（いずれも原告側証人、本件判決55項）ら8人を、2000年1月にイタリアの Savona 地方裁判所に起訴した。同裁判所は、2003年3月に8人全員について無罪判決を言い渡した（80項）。イタリアの検察官は8人のうち7人について控訴したが、2005年10月に Genova 控訴院は原審判決を支持し、全員の無罪が確定した（84項）。

ノースター号についてであるが、同船は本件犯罪の道具として用いられた罪体（*corpus delicti*）であるとして、1998年8月にイタリアの検察官が差押命令（Decree of Seizure）を発した（70項）。当時同船はスペインの La Palma 港に停泊していたため、イタリア検察官は、1959年の司法共助条約（ストラスブル条約）に基づき、スペイン当局に対し同命令の実施請求¹⁾を行い、スペイン

【資料】国際海洋法裁判所「ノースター号事件」（第25号事件）本案判決（1）

は1998年9月に同船を差し押さえた（75項）。なお、イタリアは、ITLOSの裁判で、実際に差押えを行ったのはスペインであるとして被告適格性を争ったが、ITLOSはイタリアの主張を認めなかった（先決的抗弁判決168項）。2003年3月のイタリアの Savona 地方裁判所の上述の判決は、ノースター号の船主への返還も命じていた（本件判決80項）。同裁判所は、スペインに対し差押えの撤回を要請したにも関わらず、結局、ノースター号は差し押さえられたまま船主に返還されることなく、2015年に公売にかけられ、廃物処理会社に購入され、港から撤去された（86項）。以上が、事件の概要である。

さて、公海自由の侵害という点であるが、これは、イタリアが発した差押命令がノースター号が公海上で行った燃料供給活動を理由としていた、という点に関係する。ITLOSはその点を捉えて、イタリアは差押命令・実施請求・当該船舶の差押えと抑留により国連海洋法条約87条1項に違反した（公海自由の侵害）と結論づけた（230項）。ただ、実際にイタリアが（スペインを通じてであっても）ノースター号を差し押さえた場所は内水であって、公海上ではない。つまり、本件での最大の争点は、何が公海自由（航行自由）か、であった。

イタリアが選定した Treves 特任裁判官を含む7人の裁判官は、公海自由の侵害とした多数意見の判断に反対し、共同反対意見を付した。ここでは、参考として、この7裁判官による共同反対意見も訳出した。また、その Treves 特任裁判官は、この事件は ITLOS が初めて先決的抗弁の裁判を行った事案であ

1) 訳者注：本判決では、「差押命令の実施」「差押命令の実施請求」といった表現が繰り返し用いられている。この「実施」は、英語では“execute; execution”が多く“enforce; enforcement”の語も時折用いられるが、仏語では“exécute; exécution”のみであることから、英語での両表現は特段区別されているわけではないようである。その訳語であるが、司法共助条約では「実施」が公定訳である（対米国条約5条1項ほか、対 EU 条約10条1項ほか。これらの英語は、“execute”である。なお、日本の国際捜査共助法にはこれに相応する語がなく、唯一、3条2項に「共助に関する事務の実施」の文言がある）。本翻訳でも、英語の2つの表現の違いを無視して「実施」と訳した。なお、「実施請求」の「請求 (request)」の訳語について、佐古田彰「【資料】国際海洋法裁判所「ノースター号事件」（第25号事件）先決的抗弁判決（1）」『西南学院大学法学論集』55巻1号（2022年）96頁脚注4を参照のこと。

ることに鑑み、ITLOSで長く裁判官として職責を果たした経験から、先決的抗弁での判断と本案での判断の違いについて一般論として、自身の考えを宣言という形で表明している。この宣言も、参考として訳出した。ここでは、公式判決集の掲載順に従い、判決文、Treves 特任裁判官宣言、共同反対意見、の順に訳出している。適宜、参考にしてもらいたい。

【翻訳】「ノースター号事件」(パナマ対イタリア) 国際海洋法裁判所本案判決

ノースター号事件
(パナマ対イタリア)
本案
判決

目次²⁾

I. 序	1～ 62項
II. 両当事国の申立	63～ 68項
III. 事実の概要	69～ 86項
IV. 証拠法	87～ 99項
V. 管轄権の範囲	100～146項
(1) 先決的抗弁判決122項の範囲	109～122項
(2) 海洋法条約300条	123～129項
(3) 海洋法条約92条及び97条1項と3項の援用	130～138項
(4) 人権に関する請求	139～146項
VI. 海洋法条約87条	147～231項
1. 先決的抗弁に関する裁判所判決	148～152項
2. ノースター号が行った活動	153～187項
3. 海洋法条約87条1項と2項	188～231項
VII. 海洋法条約300条	232～308項
1. 海洋法条約300条と87条の関係	232～245項
2. 信義誠実	246～293項
(1) ノースター号の差押えの日時	248～251項

2) 訳者注：ここでは分かりやすいように、判決文にない「1..、2. ……」及び「(1)、(2)……」の記号を付した。

(2) ノースター号の差押えの場所	252～258項
(3) 差押命令の実施	259～265項
(4) 連絡の欠如	266～271項
(5) 情報の不提供	272～275項
(6) 差押命令の正当化理由の矛盾	276～281項
(7) ノースター号の抑留期間と保守管理	282～289項
(8) 海洋法条約87条2項	290～293項
3. 権利の濫用	294～308項
VIII. 賠償	309～462項
1. 因果関係	324～370項
(1) 因果関係	324～335項
(2) 因果関係の切斷	336～370項
2. 損害軽減義務	371～384項
3. 賠償金	385～461項
(1) ノースター号の損失	394～417項
(2) 船主の逸失利益	418～433項
(3) 賃金の継続的支払い	434～438項
(4) 手数料と税金の支払い義務	439～443項
(5) ノースター号の用船者への損失と損害	444～449項
(6) 自然人への物的損害と非物的損害	450～452項
(7) 利息	453～462項
IX. 裁判費用	463～468項
X. 主文	469項

隣席者：PAIK 所長；NDIAYE、JESUS、COT、LUCKY、PAWLAK、YANAI、KATEKA、HOFFMANN、GAO、BOUGUETAIA、KELLY、KULYK、GÓMEZ-ROBLEDO、HEIDAR、CABELLO、CHADHA、KITTICHAISAREE、KOLODKIN、LIJNZAAD 各裁判

【資料】国際海洋法裁判所「ノースター号事件」（第25号事件）本判決（1）

官；TREVES、EIRIKSSON 各特任裁判官；GAUTIER 書記

下記の者により代表されるパナマと下記の者により代表されるイタリア
の間におけるノースター号事件において

パナマ代表团

代理人：Nelson Carreyó Collazos 博士（パナマ弁護士）

（訳者注：以下7名の氏名と職位を省略）

イタリア代表团

代理人：Gabriella Palmieri 女史（次長検事）

（訳者注：以下9名の氏名と職位を省略）

上記の裁判官から構成される国際海洋法裁判所は、
裁判官評議の結果、
次のとおり判決を言い渡す。

I. 序

1. 2015年12月17日に国際海洋法裁判所書記局に提出された2015年11月16日付の請求訴状（Application）（以下「本件請求訴状」とする。）により、パナマ共和国（以下「パナマ」とする。）は、イタリア共和国（以下「イタリア」とする。）に対して、「パナマ国旗の下で登録された石油タンカー・ノースター号（M/V Norstar）のイタリアによる差押え及び抑留に関する、国連海洋法条約の解釈及び適用に関する2国間」の紛争について、裁判手続を開始した。
2. 本件請求訴状と共に、パナマの副大統領兼外交関係大臣からの2015年12月2日付の書簡が、裁判所書記局に提出された。同書簡は、Nelson Carreyó 氏を「ノースター号の差押えに関する事件」における代理人に任命したことを、当裁判所に通知するものであった。

3. 2015年12月17日に、裁判所書記は、本件請求訴状と上記書簡のそれぞれの認証謄本を、イタリアの外務国際協力大臣及び駐ドイツ・イタリア大使宛てに、送付した。
4. 2015年12月21日に、裁判所書記局は、本件請求訴状の原本と上記書簡の原本を受け取った。
5. パナマは、その請求訴状において、当裁判所の管轄権の根拠として、国連海洋法条約(以下「海洋法条約」または「条約」とする。)287条に基づき両当事国が行った宣言を援用した。
6. パナマは、その請求訴状において、国際海洋法裁判所規程(以下「ITLOS規程」とする。)15条3項に基づき、当裁判所の簡易手続裁判部に付託することを要請した。裁判所書記は、2015年12月17日付の書簡で、イタリア政府に対し、この点についてのイタリア政府の立場をできるだけ早く(遅くとも2016年1月8日までに)通知するよう、要請した。
7. 2015年12月17日に、本件事件は第25号事件として総件名簿に記載された。
8. 2015年12月18日付書簡で、裁判所書記は、1997年12月18日の国連—国際海洋法裁判所協力関係協定(以下「国連との協力関係協定」とする。)に基づき、国連事務総長に対し本件請求訴状を通知した。
9. 2015年12月21日付の口上書で、裁判所書記は、ITLOS規程24条3項に基づき、海洋法条約締約国に対し本件請求訴状を通報した。
10. 2015年12月29日付の裁判所書記宛ての書簡で、イタリアの外務国際協力大臣は、当裁判所に対し、Gabriella Palmieri 司法副大臣を本件裁判の代理人に任命したことを、通知した。
11. 同日の裁判所書記宛ての書簡で、イタリアの代理人は、本件紛争を簡易手続裁判部に付託するというパナマの提案に言及して、「本件事件は裁判所の全員法廷で審理することが望ましい」とするイタリアの考えを、示した。
12. 2016年1月28日、裁判所長は、当裁判所の規則(以下「ITLOS規則」とする。)45条に基づき、両当事国の代表と、本件事件に関する手続問題について両国の意向を確認するため、裁判所施設において協議を行った。その協議に

【資料】国際海洋法裁判所「ノースター号事件」(第25号事件) 本案判決(1)

において、裁判所長は、両当事国に対し、ITLOS 規則108条1項に照らして、本件事件は裁判所の全員法廷で審理することを、示した。

13. 両当事国の意向を確認した後、裁判所長は、2016年2月3日付の命令で、ITLOS 規則59条及び60条に基づき、本件事件の訴答書面の提出の期限を、次のように定めた。

パナマの申述書：2016年7月28日

イタリアの答弁書：2017年1月28日

2016年2月3日、裁判所書記は、両当事国に対し、その命令文の写しを送付した。

14. 当裁判所は裁判官席に両当事国の国籍の裁判官を有していないため、両国はそれぞれ、ITLOS 規程17条3項に基づき、特任裁判官を選定する権利を有する。2016年2月20日付の書簡で、パナマ代理人は、本件事件の特任裁判官として Gudmundur Eiriksson 氏を選定したことを、裁判所書記に通知した。裁判所の副書記は、2016年2月22日にイタリアに対してその書簡の写しを送付した。

15. 2016年2月23日付の書簡で、イタリア代理人は、本件裁判の特任裁判官として Tullio Treves 氏を選定したことを、裁判所書記に通知した。裁判所書記は、2016年2月24日にパナマにその書簡の写しを送付した。

16. Eiriksson 氏の特任裁判官としての選定についてイタリアから異議が出されず、また Treves 氏の特任裁判官としての選定についてパナマから異議が出されなかった。当裁判所からも、両特任裁判官の選定について異議は出されなかった。そのため、2016年3月16日付の両国宛でのそれぞれの書簡で、裁判所書記は、ITLOS 規則19条3項に基づき、Eiriksson 氏と Treves 氏が ITLOS 規則9条に基づき要請される厳粛な宣言を行った後に特任裁判官として本件裁判手続に参加することが認められることになることを、通知した。

17. イタリアは、ITLOS 規則97条1項の定める期限内である2016年3月11日に、当裁判所に対し「国連海洋法条約294条3項に基づく書面による先決的抗弁」(以下「先決的抗弁書」とする。)を提出した。この文書において、イタリアは、「当裁判所の管轄権とパナマの請求の受理可能性について争う」ことを示した。

同日に、裁判所書記は、パナマに対し、イタリアの先決的抗弁書について通知した。書記局が先決的抗弁書を受理したので、ITLOS 規則97条3項に従い、本案の裁判手続は停止された。

18. 2016年9月19日に開かれた公開廷において、Treves 氏と Eiriksson 氏がそれぞれ、ITLOS 規則9条に基づき要請される厳粛な宣言を行った。

19. 2016年11月4日に開かれた公開廷において、当裁判所は、先決的抗弁に関する判決を言い渡した(ノースター号事件(パナマ対イタリア)、先決的抗弁、判決、*ITLOS Reports* 2016, p. 44)。この判決の316項で、当裁判所は次のことを決定した。

「(1) 21対1で、

当裁判所の管轄権についてイタリアが提起した先決的抗弁を却下し、当裁判所は本件紛争に対し裁判を行う管轄権を有すると認定する。

…

(2) 20対2で、

パナマの請求訴状の受理可能性についてイタリアが提起した先決的抗弁を却下し、本件請求訴状は受理可能であると認定する。」

20. 2016年11月4日に、この判決文の写しが、公開廷で両当事国に渡された。2016年11月25日付の書簡で、この判決文の写しが、ITLOS 規則125条3項の定めるところに従い、国連事務総長に送付された。

21. 2016年11月4日付の書簡を、裁判所書記が、ITLOS 規則45条に基づき裁判所長の要請により、本件裁判の本案に関する今後の手続きについて両当事国の意向を確認するため、両国に送付した。パナマの意向を記した連絡文書が2016年11月15日に受理され、イタリアの意向を記した連絡文書が2016年11月12日と21日に受理された。

22. 2016年11月29日付の命令で、裁判所長は、両国の意向を確認した上で、ITLOS 規則59条に基づき、本件裁判の訴答書面の提出期限を次のように定めた。

パナマの申述書：2017年4月11日

イタリアの答弁書：2017年10月11日

【資料】国際海洋法裁判所「ノースター号事件」（第25号事件）本案判決（1）

2016年11月29日に、裁判所書記は両当事国に対しこの命令の写しを送付した。

23. 2017年4月11日にパナマの申述書が適切に提出され、同日にその写しがイタリアに送付された。

24. パナマは、申述書第4部として、「証拠提供の要請（Request for Evidence）」と題する書類を提出した。この書類で、パナマは当裁判所に対し、特に次のことを要請した。すなわち、(1) イタリアの複数の機関が保有するとされるノースター号に関する文書ファイルの認証謄本を提供するよう、イタリアに命じること、(2) スペインの複数の機関が保有するとされるノースター号に関する文書ファイルの認証謄本を提供するよう、スペインに命じること、(3) ノースター号の船内にある燃料油（bunkers）の実際の価格に関する情報と1998年から2017年までの期間にノースター号が受けた船舶検査（survey）の費用と回数を通知するよう、2つの民間団体（国際バンカー油産業協会（International Bunker Industry Association）と CM OLSEN 社）に命じること、及び、(4) ノルウェーから Arve Morch 氏を証人として呼び寄せること、である。パナマは、「証拠提供の要請」を正当とする事由として、その申述書第4章において、「損害が最初に生じた日から長期間が経過したこと（約20年）」と、様々な要因で「本件事件に関する書類を検討し裁判所に提出することが困難であること」、を挙げた。

25. 2017年4月11日付書簡で、裁判所書記はパナマ代理人に対し、パナマの申述書第4部に含まれている「証拠提供の要請」の文書の地位についての説明文書を提出するよう、要請した。2017年4月17日付書簡で、パナマ代理人は、「証拠提供の要請」を支持する別の法的根拠を提出した。2017年5月2日に、裁判所書記は、イタリアに対しこのパナマ書簡の写しを転送し、必要であればイタリア側の通知と意見を提出するよう求めた。イタリアからは意見が出されなかった。

26. 2017年4月11日の上記書簡で、裁判所書記は、パナマ代理人に対し、ITLOS 規則64条3項に基づき、パナマ申述書で言及のある補足証拠書類を提出するよう要請した。パナマは、2017年4月24日及び5月26日に、書記が要請

した書類を提出し、2017年6月12日にその写しがイタリアに送付された。

27. 2017年7月28日付書簡で、裁判所書記は、パナマに対し、「証拠提供の要請」に関する追加の情報を提出するよう要請した。その追加の情報は、特に、外交経路を通じてイタリアとスペインから当該書類を要請したのかどうか、及び、上記2つの民間団体に対し情報の提供を要請したのかどうか、であった。書記はまた、その書簡で、ITLOS 規則72条と78条に基づき、当裁判所に出庭する証人を招聘するのは両当事国であることを、述べた。

28. 2017年8月30日に、パナマは、裁判所書記に対し、2017年8月8日付口上書をイタリアに送付し、証拠として用いるため特定の書類を提供するよう正式に要請したことを、通知した。2017年9月19日に、書記局はこの口上書の写しを受け取った。この口上書で、パナマの外務大臣は、イタリアの外務国際協力大臣に対し、下記の証拠書類を提供するよう要請書を送付した。すなわち、(1) イタリアの司法省法務局刑事司法総局が管理するノースター号の差押えに関する文書ファイルの認証謄本、(2) 外務省国際法局³⁾が管理するノースター号の差押えに関する文書ファイルの認証謄本、及び、(3) ノースター号の差押えと5人の訴追に関する Savona 刑事裁判所の文書ファイルの認証謄本、である。

29. 2017年9月19日付の書簡で、イタリアは、パナマの要請に対し、次のように述べた。イタリアは協力的に行動する用意があるけれども、「書類の開示要請は、対象の書類を精確に特定したもの⁴⁾でなくてはならず」、「包括的に、被告人に関する文書ファイル全体を示すことはできない」。イタリアは、パナマに対し、「いずれの書類の開示を求めるのか精確に特定する」よう、要請した。

3) 訳者注：判決原文は“Diplomatic Contentious Service for Treaties and Legislative Affairs”（判決272項で同じ部局への言及があるが、英語表現が異なっている。仏語表現は同じ）であり、直訳すると「条約及び法務についての外交訴訟局」となる。ただ、イタリア外務省ウェブサイトでは、“Servizio per gli affari giuridici, del contenzioso diplomatico e dei trattati”（同ウェブサイトでの英訳は“Service for Legal Affairs, Diplomatic Disputes and International Agreements”）であり、これを雑に直訳すると、「法務、外交訴訟及び条約局」となる。特に決まった日本語訳は見当たらなかったため、ここでは、かなり意識して「国際法局」と訳した。

30. 両国は、この問題について更に連絡のやり取りを行った。2017年10月6日付書簡で、パナマは、2017年8月8日の口上書に記した証拠提供の要請を、再度行った。2017年10月11日の書簡で、イタリアは、次のことを述べた。

「イタリアは、イタリアの文書ファイルに含まれている書類の一覧を、パナマの文書ファイルに関しての相互主義を条件として、提供する用意がある。そして、イタリアは、精確に特定した証拠の提供についてのパナマの要請を検討するとともに、パナマに対し同様の要請を行う権利を留保するつもりである。」

パナマは、これに返答して、2017年11月6日付書簡で、「パナマ政府機関が保管しているノースター号関連の文書ファイルに無制限のアクセスを認めてもらいたいとするイタリアの提案を受け入れ」たい、と述べた。イタリアは、2017年11月16日付の書簡で、パナマは2017年10月11日のイタリアの提案を誤解している、とし、イタリアの提案は、「パナマは精確に特定した要請を行うべきであり、そうすればイタリアは直ちにそれを検討するつもりである」、「パナマの返答はイタリアの提案を拒否したように思われる」、と述べた。

31. 2017年10月9日付の2つの別個のパナマの書簡を裁判所書記局は2017年10月10日と16日に受領したが、パナマはこの書簡で、「経済報告書」と「全損害賠償請求」と題する追加書類を提出した。これらの書類について、2017年10月11日と16日にイタリアに通知された。イタリアは、2017年10月26日付の書簡で、当裁判所に対し、「ITLOS 規則71条に基づきこれらの書類の提出について争う」つもりがないことを、通知した。

4) 訳者注：この原語は“precise and punctual”であるが、文脈的にこれと類似した表現がこの判決で何度か用いられている（同じ29項の別の箇所（“specifically”）、30項（2カ所：“a specific and qualified request”；“a qualified request”）、39項（“specific and motivated requests”）、89項（2カ所：“particularize”；“specific”）、95項（30項の再録）、96項（“a specific and qualified request”））。ただ、英語も仏語も語が統一されておらず、特に、30項と95項が再録するイタリアの主張の引用部分は、英文は同一であるが仏文は異なっている。これらは文脈から同一の意味と考えられるため、ここでは、原語の違いを無視してすべて同じ訳語を用いることとした。

32. イタリアの答弁書は、2017年10月11日に適切に提出され、同日にその写しがパナマに送付された。

33. 2017年11月6日に、当裁判所の所長が、両当事国の代表者と電話で協議を行った。その協議において、所長は両国に対し、当裁判所はパナマの「証拠提供の要請」の書類の地位について2018年3月に検討する予定であることを、通知した。

34. その協議において、所長は、今後の訴答書面の提出の必要について両国の意向を確認した。その際、パナマは、書面手続の第2ラウンドが必要であるとの考えを示したのに対し、イタリアは、第2ラウンドは必要でないとの考えを示しつつ、裁判所が書面手続の第2ラウンドを認める決定には異議を示さないと述べた。

35. ITLOS 規則60条に基づき、当裁判所は、両国の意向を確認した上で、2017年11月15日付の命令で、パナマの抗弁書とイタリアの再抗弁書の提出を認めた。

36. 当裁判所は、その命令で、本件裁判におけるこれらの訴答書面の提出期限を、次のように定めた。

パナマの抗弁書：2018年2月28日

イタリアの再抗弁書：2018年6月13日

裁判所書記は、2017年11月15日付の別個の書簡で、この命令の写しを両国に送付した。

37. パナマの抗弁書は、2018年2月28日に適切に提出され、2018年3月1日にその写しがイタリアに送付された。

38. 2018年3月15日に、当裁判所は、両国間でやり取りされた連絡文書に照らして、パナマの申述書第4部に記載された「証拠提供の要請」について評議を行うため、会合を持った。裁判所書記は、2018年3月28日付の書簡で、両国に対し次のことを通知した。

「裁判所長の要請により、小職は、2018年3月15日に当裁判所がこの問題を検討したことを、貴国にお伝えする。

【資料】国際海洋法裁判所「ノースター号事件」（第25号事件）本案判決（1）

裁判所は、裁判手続のこの段階においてイタリアに対し証拠を提出するよう求めるパナマの要請を受け入れることはできない、と結論づけた。また、裁判所は、申述書第4部に記載されたパナマの他の要請も、受け入れることはできない。

裁判所は、両国の間での書簡のやり取りに、特に2017年10月11日の書簡でイタリアが申し出た提案に、留意する。裁判所は、証拠に関する両国の協力を継続するよう、両国に奨励する。」

39. 2018年3月28日付の裁判所書記の書簡を受けて、パナマ代理人は、2018年4月10日に書記に対し2018年4月9日付の口上書を送付した。この口上書は、パナマ外務省が当裁判所宛てに作成したもので、ノースター号事件に関する文書ファイルにある書類の一覧を、記載している。2018年5月4日に、イタリアは、裁判所書記に対し同日付の書簡の写しを送付した。これは、イタリア代理人がパナマ代理人に宛てたもので、イタリアの文書ファイルにあるノースター号に関する書類の一覧を、記載している。イタリアは、その書簡で、この一覧に記載されている書類を無条件で提供する用意はなく、「パナマが精確に特定した要請」のみを考慮するつもりである、という。裁判所書記は、2018年4月11日にパナマの連絡文書をイタリアに送付し、2018年5月18日イタリアの連絡文書をパナマに送付した。この主題については、これ以上の連絡文書は裁判所書記局に通知されなかった。

40. イタリアの再抗弁書は、2018年6月13日に適切に提出され、同日にその写しがパナマに送付された。

41. パナマの代理人は、イタリアの抗弁書が提出された後に、2018年6月13日付の書簡を電子的な方法で裁判所書記に送付した。この書簡は、ITLOS 規則71条と72条に言及した上で、2つの書類、すなわち、前述31項で述べた経済報告書の修正文書と「Karsten Himmelstrup 氏（Scanbio Marine Group 社取締役）が送信した Inter Marine 社宛て電子メール書簡」を、含んでいた。2018年6月14日に、これらの書類がイタリア代理人に送付され、意見があるときは2018年6月29日までに返答をするよう要請された。

42. イタリア代理人は、2018年6月28日付の書簡で、イタリアはこれらの書類の提出に異議を示さないことを、通知した。しかし、イタリア代理人はこの書簡で、パナマは「書面手続の期限日にこのような新たな証拠書類を送って」、イタリアがこの書面手続段階でこれらの書類について争うことを妨げた、と述べた。

43. 2018年6月26日に、裁判所長は、両国の代理人と電話で協議を行い、裁判の指揮及び口頭弁論の進め方について、両国の意向を確認した。

44. 2018年7月20日付の命令で、裁判所長は、口頭手続の開始日を2018年9月10日と定めた。

45. 2018年8月17日付の口上書で、駐ベルリン・イタリア大使館は、当裁判所に、司法長官である Giacomo Aiello 氏をイタリアの共同代理人に任命したことを、通知した。同日、裁判所書記は、この口上書の写しをパナマ代理人に送付した。

46. 2018年8月23日にイタリア代理人が、2018年8月24日にパナマ代理人が、ITLOS 規則72条に基づき両国が提出しようとする証拠に関する情報を、提出した。

47. 2018年8月23日付の書簡で、イタリア代理人は、ITLOS 規則71条1項に基づき、証拠写真となる追加書類の提出の許可を要請し、イタリア代理人は2018年8月29日に当裁判所にその証拠写真を送付した。この規定に基づき、裁判所書記は、2018年8月30日付の書簡でパナマ代理人にこの証拠写真を送付し、2018年9月4日までに意見を出すよう要請した。2018年9月4日付の連絡文書で、パナマは、イタリアによるこの証拠写真の提出について同意を表明した。

48. 2018年8月31日に、パナマ代理人は追加書類を裁判所書記宛てに提出した。この追加書類は、パナマ外務省からの2018年8月27日付の口上書と、2018年8月29日付のノースター号に関するパナマ海事庁からの証明書、である。2018年9月3日付の書簡で、裁判所書記は、ITLOS 規則71条に基づきこれらの書類をイタリア代理人に送付し、2018年9月6日までに意見を出すよう要請した。イタリアは、2018年9月7日付の書簡で、これらの書類の提出について同意を

表明した。

49. 2018年9月5日付の書簡で、イタリア代理人は、イタリアの海軍専門家である Guido Matteini 船長の陳述書を提出した。2018年9月8日付の書簡で、パナマ代理人は、当裁判所に対し、パナマは「イタリアの海軍専門家の陳述書の使用に同意しない」ことを、通知した。

50. 2018年9月7日に、パナマ代理人とイタリア代理人はそれぞれ、「国際海洋法裁判所における裁判の準備及び弁論の仕方に関する指針」の14項に基づき必要とされる資料を、提出した。

51. 2018年9月6日と7日、当裁判所は、ITLOS 規則68条に従い、口頭手続の開始に先立ち、冒頭評議を行った。

52. 2018年9月9日に、裁判所長は、口頭手続に関するいくつかの手続事項について、両当事国の代表と協議を行った。この協議において、所長は、ITLOS 規則76条1項に基づき、裁判所が特に取り上げてもらいたい質問の一覧を両国に通知した。その質問は、以下である。

「1. 両国は、ノースター号の差押え時点で同船内にあった積載物に関する情報を更に提供することができるか。

2. 両国は、ノースター号の差押え以降、同船の監視と保守管理作業に関する情報を更に提供することができるか。」

53. これらの質問に対する回答は、パナマ代理人から2018年9月21日付書簡で、イタリア代理人からも同日の書簡で、提出された。裁判所書記は、これらの回答を他方の国に送付し、2018年9月27日までに意見を述べるよう要請した。同日に、それぞれの国は、他方の国から提出された回答に意見を述べた。

54. 2018年9月10日から15日まで、当裁判所は10回の公開廷を開いた。これらの公開廷において、当裁判所は下記の者の陳述を聴取した。

パナマのために：（訳者注：陳述者4名の氏名と職責を省略）

イタリアのために：（訳者注：陳述者5名の氏名と職責を省略）

55. 2018年9月10日と11日に開かれた公開廷において、下記の証人と専門家がパナマにより招聘された。

Silvio Rossi 氏 (Rossmare International 社代表)、証人

(同氏に対し、Carreyó 氏 (パナマ代理人) が尋問を、Aiello 氏 (イタリア共同代理人) が反対尋問を、Carreyó 氏が再尋問を、行った)

Arve Morch 氏 (Intermarine 社取締役社長)、証人

(同氏に対し、Cohen 女史 (パナマ弁護士) が尋問を、Aiello 氏と Busco 氏 (イタリア補佐人兼弁護士) が反対尋問を、Carreyó 氏が再尋問を、行った)

Tore Husefest 氏 (ノースター号の前船長)、証人

(同氏に対し、Klein 女史 (パナマ弁護士) が尋問を、Aiello 氏が反対尋問を、行った)

Horacio Estribi 氏 (パナマ財務省経済顧問)、専門家

(同氏に対し、von der Wense 氏 (パナマ補佐人) が尋問を、Aiello 氏が反対尋問を、von der Wense 氏が再尋問を、行った)

56. 2018年9月13日に開かれた公開廷において、下記の専門家がイタリアにより招聘された。

Vitaliano Esposito 氏 (元裁判官、元イタリア最高裁判所主任検察官)

(同氏に対し、Aiello 氏が尋問を、Carreyó 氏と Cohen 女史が反対尋問を、行った)

Guido Matteini 氏 (船長、商業的航海分野のコンサルタント)

(同氏に対し、Aiello 氏が尋問を、von der Wense 氏が反対尋問を、行った)

Esposito 氏と Matteini 氏は、イタリア語で証言を行った。ITLOS 規則85条の規定に従い、両名の陳述について、裁判所公用語に通訳するため必要な調整が行われた。

57. 下記の証人と専門家が、その証言の際に、ITLOS 規則76条3項に基づき裁判官からの質問に回答した。

Silvio Rossi 氏が、Kulyk 裁判官及び Treves 特任裁判官からの質問に回答した。

【資料】国際海洋法裁判所「ノースター号事件」（第25号事件）本案判決（1）

Arve Morch 氏が、Luck、Heidar 及び Kittichaisaree 各裁判官からの質問に回答した。

Horacio Estribi 氏が、Kittichaisaree 裁判官からの質問に回答した。

Vitaliano Esposito 氏が、Pawlak、Heidar、Kittichaisaree 及び Lijnzaad 各裁判官からの質問に回答した。

58. 弁論の際に、両国は、いくつかの陳述用資料（写真及び裁判書類の一部抜粋を含む。）をスクリーンに投影した。

59. 2018年9月14日に裁判所長と両国の間で行われた協議に関して、パナマは、2018年9月15日に2つの追加書類を提出した。これらは、イタリアの新聞“*Il Secolo XIX*”紙の1998年8月7日記事と、「Tor Tollefsen 船長が Alicante 地方検察官に行った供述の抜粋」、である。裁判所書記は、ITLOS 規則71条1項に従い、イタリア代理人にこれらの追加書類を送付し、2018年9月21日までに意見を述べるよう要請した。イタリア代理人は、2018年9月21日付書簡で、当裁判所に対し、イタリアはこれらの新たな書類の提出について争わないことを、通知した。

60. 弁論は、ウェブキャストとしてインターネットで公開された。

61. ITLOS 規則67条2項の定めるところに従い、訴答書面とその附属書類の写しが、口頭手続の開始の際に公開された。

62. ITLOS 規則86条1項の定めるところに従い、各公開廷の逐語記録が、その弁論の際に使用された裁判所公用語で裁判所書記局により作成された。同規則86条4項の定めるところに従い、この逐語記録の写しが、本件裁判に臨席した裁判官と両当事国に回覧された。この逐語記録は、また、電子的な形式で公開された。

II. 両当事国の申立

63. パナマは、その請求訴状13項で、当裁判所に対して、次のことを判示し及び宣言するよう要請した。

- 「1. 被告国は、海洋法条約33条、73条3項と4項、87条、111条、226条及び300条に違反していること。
2. 原告国は、本案の裁判で証明される損害賠償金を受ける権利を有すること（その概算額は1,000万米ドルである）、及び、
3. 原告は、すべての弁護士費用、裁判費用及び付随費用を請求する権利を有すること。」

64. パナマは、その申述書260項で、当裁判所に対して、次のことを認定し、宣言し及び判示するよう要請した。

「第1：イタリアは、ノースター号の差押えを命令し及び請求して、公海上で行われた燃料供給活動に対してその刑事管轄権を行使し及びその関税法を適用したため同船が航行し及び公海で適法な商業活動を行うことを妨げたこと、並びに、イタリアは、このパナマ籍の船舶の運航に利益を有する者を起訴したため、

1. パナマとパナマ国旗を掲げる船舶が、海洋法条約87条1項と2項及び関連規定が定める、航行の自由及び航行の自由に関連するその他の国際的に適法な海洋の利用を享有する権利を侵害したこと、及び、
2. ノースター号の運航に関係する者の人権及び基本的自由を保護する規則など、国際法の他の規則に違反したこと。

第2：イタリアは、ノースター号の差押えを了知しかつ意図的に継続し及び同船が公海上で行った燃料供給活動に対しその刑事管轄権とその関税法を無制限に行使したため、国際法に反した行動を行ったこと、及び、海洋法条約300条の定める、誠実にかつ権利の濫用とならないよう行動する義務に違反したこと。

第3：イタリアは、これらの違反の結果、パナマが被った損害とノースター号の運航に関係するすべての者が被った損害を、賠償する責任を有すること。その賠償額は、暫定的に、1,372万1,918.60米ドル及び14万5,186,68ユーロ並びに利息、とする。

【資料】国際海洋法裁判所「ノースター号事件」(第25号事件) 本案判決(1)

第4：イタリアは、この問題についてパナマから受け取った連絡文書のいづれに対しても返答を意図的に拒絶し、ノースター号を適時に釈放し及び同船の保守管理を確保する(または賠償金を支払う)自国の決定の遵守を意図的に遅延させ、パナマと海洋法裁判所の両方に対しこの情報を隠匿したため、誠実に十分な証拠を提示しなかったこと。その結果、イタリアは、この本件司法的提訴から生じる裁判費用を支払う責任も有する。」

65. パナマは、その抗弁書593項で、当裁判所に対して、次のことを認定し、宣言し及び判示するよう要請した。

「第1：イタリアは、ノースター号の差押えを命令し及び請求して、公海上で行われた燃料供給活動に対してその刑事管轄権を行使し及びその関税法を適用したため同船が航行し及び公海で適法な商業活動を行うことを妨げたこと、並びに、イタリアは、このパナマ籍の船舶の運航に利益を有する者を起訴したため、

1. パナマとパナマ国旗を掲げる船舶が、海洋法条約87条1項と2項及び関連規定が定める、航行の自由及び航行の自由に関連するその他の国際的に適法な海洋の利用を享有する権利を侵害したこと、及び、
2. ノースター号の運航に関係する者の人権及び基本的自由を保護する規則など、国際法の他の規則に違反したこと。

第2：イタリアは、ノースター号の差押えを了知しかつ意図的に継続し及び同船が公海上で行った燃料供給活動に対しその刑事管轄権とその関税法を無限定に行使したため、国際法に反した行動を行ったこと、及び、海洋法条約300条の定める、誠実にかつ権利の濫用とならないよう行動する義務に違反したこと。

第3：イタリアは、これらの違反の結果、パナマが被った損害とノースター号の運航に関係するすべての者が被った損害を、賠償する責任を有すること。その賠償額は、2,649万1,544.22米ドル及び14万5,186,68ユーロと、

単利である。

第4：イタリアは、権利の濫用及び信義誠実義務の違反を構成するイタリアの特定の行為の結果として、またイタリアの手続行為に基づいて、本件司法的提訴から生じる裁判費用を支払う責任も有すること。]

66. イタリアは、その答弁書323項で、次の申立を行った。

「イタリアは、海洋法裁判所に対し、パナマのすべての請求を却下しまたは棄却するよう要請する。その理由は、パナマの請求は裁判所の管轄権の外にあるまたはその請求は受理可能でないため、あるいは、その請求は上述の主張の通り本案に関して支持されないため、である。」

67. イタリアは、その再抗弁書226項で、次の申立を行った。

「イタリアは、海洋法裁判所に対し、上述の主張の通り、パナマのすべての請求を却下しまたは棄却するよう要請する。」

68. 両当事国は、ITLOS規則75条2項に基づき、弁論における最後の陳述を終えるに当たり、次の最終申立を行った。

パナマのために

「パナマは、海洋法裁判所に対し、次のことを認定し、宣言し及び判示するよう要請する。

第1：イタリアは、特にノースター号の差押えを命令し及び請求して、公海上で行われた燃料供給活動に対してその刑事管轄権を行使し及びその関税法を適用したため、同船が航行し及び公海で適法な商業活動を行うことを妨げたこと、並びに、イタリアは、このパナマ籍の船舶の運航に利益を有する者を起訴したため、パナマとパナマ国旗を掲げる船舶が、海洋法条約87条1項と2項及び関連規定が定める、航行の自由及び航行の自由に関連するその他の国際的に適法な海洋の利用を享有する権利を侵害したこと⁵⁾。

5) 訳者注：パナマは、これまでの申立（申述書（判決64項）と抗弁書（判決65項））と異なり、人権侵害の請求を撤回している。この人権侵害の請求の検討について、判決139項以下参照。

【資料】国際海洋法裁判所「ノースター号事件」(第25号事件) 本案判決(1)

第2: イタリアは、ノースター号の差押えを了しかつ意図的に継続し及び同船が公海上で行った燃料供給活動に対しその刑事管轄権とその関税法を無限定に行使したため、国際法に反した行動を行ったこと、及び、海洋法条約300条の定める、誠実にかつ権利の濫用とならないよう行動する義務に違反したこと。

第3: イタリアは、これらの違反の結果、パナマが被った損害とノースター号の運航に関係するすべての者が被った損害を、賠償する責任を有すること。その賠償額は、2,700万9,266.22米ドル及びその利息2,487万3,091.82米ドル並びに17万368.10ユーロ及びその利息2万6,320.31ユーロ、である。

第4: イタリアは、権利の濫用及び信義誠実義務の違反を構成するイタリアの特定の行為の結果として、またイタリアの手続行為に基づいて、本件裁判から生じる裁判費用を支払う責任も有する。」

イタリアのために

「イタリアは、海洋法裁判所に対し、パナマのすべての請求を却下または棄却するよう要請する。その理由は、パナマの請求は裁判所の管轄権の外にあるまたはその請求は受理可能でないため、あるいは、その請求は本件裁判での主張の通り本案に関して支持されないため、である。

パナマは、また、本件裁判から生じる裁判費用を支払う責任を負う。」

Ⅲ. 事実の概要

69. ノースター号はパナマ国旗を掲げる石油タンカーであり、ノルウェーで登録された Inter Marine 社が所有していた。1998年5月10日に、ノースター号はマルタで登録された Nor Maritime Bunker 社に用船された。1994年から1998年までの期間、同船は大型ヨットへの軽油の供給を行っていた。その供給を行っていた場所は、パナマの説明では「イタリア、フランス及びスペインの領海の外の国際水域」であり、イタリアによると、「フランス、イタリア及

びスペインの沖合」である。イタリアで登録された Rossmare International 社が、「燃料供給仲介人」として行動した。

70. 1997年に、イタリアの財務警察 (fiscal police) が、Rossmare International 社とノースター号の活動について、捜査を開始した。イタリアによると、この捜査の結果、「ノースター号が、イタリア国内で税金の支払いを免除されて購入された燃料油を、イタリアその他の EU のレジャーボートに対し、イタリアの Sanremo 市の沖合の国際水域で販売する事業に関わっていた」ことが、判明した。これに関して、刑事手続が、8人 (Inter Marine 社の社長及び専務取締役、ノースター号船長及び Rossmare International 社の所有者を含む。) に対して開始された。

71. 1998年8月11日に、イタリアの Savona 地方裁判所検察官は、ノースター号の差押命令を発した。その命令によると、検察官は同船「及び同船内で輸送されている石油製品は、罪体として、また特にこれらは当該犯罪が行われた際に使用された客体であるため、確保しておかなくてはならない」と考えた。したがって、同命令は、「これらの物を差し押さえる」よう命じた。

72. Rossmare International 社の活動について、同命令は次のように記している。

「複合的な捜査の結果、[ROSSMARE] INTERNATIONAL 社は、継続的に多くの顧客に向けて鉱油を販売していることが判明した。この鉱油は、同社が、イタリア (Livorno 市) と他の EU 諸国 (Barcelona 市) の両方において税関倉庫で (船舶用品として) 免税で購入したものであるが、それは同社がイタリアでこの鉱油を転売するためである。同社は、このようにして、関税と税金の支払いを回避した。この支払回避は、同社が事実上用船した石油タンカーを偽って利用することにより、及び EU 船舶に販売する製品についてその後に税金詐欺を行うことにより、行われている。」

73. ノースター号の活動について、同命令は次のように記している。

「また、ノースター号は、イタリア、フランス及びスペインの領海の外 (主として監視接続水域 (contiguous vigilance zone) 内) に所在していること、

【資料】国際海洋法裁判所「ノースター号事件」(第25号事件) 本案判決(1)

及び、EU 港にしか停泊しない大型ヨットに対しすぐに燃料を供給していること(いわゆる「沖合燃料供給(offshore bunkering)」)、が明らかになっている。彼ら関係者らは、自身の意思で意図的に、免税が認められた用途とは異なる用途で当該製品を使用して、その後当該製品はイタリア領域に確実に持ち込まれるが当該製品の購入者は税関申告書を作成しないことも、十分に知っていたのである。」

74. Savona 地方裁判所の検察部は、また、同日の1998年8月11日に、「刑事事件における司法共助の請求」をスペインの Palma de Mallorca 地方裁判所の検察官に送付した。これは、「この差押命令を実施する」ため及び「同船の現在の船長に質問を行う」ためであった。この司法共助請求は、1959年4月20日にストラスブールで締結された刑事事件における司法共助に関するヨーロッパ条約の3条、4条及び15条、並びに、1990年6月19日にシェンゲンで締結された1985年6月14日のシェンゲン協定実施条約の49条、51条及び53条に基づくものであった。

75. Palma de Mallorca のスペイン当局は、司法共助請求に従って、1998年9月25日にノースター号を差し押さえた。このことは、スペイン当局が作成した「ある船舶の差押え報告書」に記載されている。この書類は、同船が「La Palma 港に停泊していた」ことを示している。

76. 1999年1月18日の命令で、Savona 地方裁判所の検察官は、ノースター号の釈放を求める船主の要請を、拒否した。同検察官は、この命令において、「取り調べのためまだこの船舶を保持しておく必要がある、なぜなら、不法に燃料供給を行った者が同船を潜在的にどのように認識していたかをまだ捜査する必要があるからである」、と述べている。1999年1月18日の命令の写しが、1999年6月29日に、ノルウェーの駐オスロ・イタリア大使館により Inter Marine 社に渡された。

77. 1999年2月24日に、Savona 地方裁判所の予備調査判事(Judge of Preliminary Investigations)は、また、ノースター号がすでに「証拠保全のための差押え(probative seizure) (“*sequestro probatorio penale*”）」に服し

ていることに留意した上で、予防的差押 (preventative seizure) (“*sequestro preventivo*”)」も命じた。この判事によると、「本件犯罪を共同して行った者に当該差押財産を釈放すると犯罪の結果を悪化させまたは長期化させたり他の犯罪の実行を助長したりする可能性がある、と考える合理的な理由がある」、という。

78. 1999年3月11日付の書簡で、Savona 地方裁判所の検察官は、ノルウェーの駐オスロ・イタリア大使館に対し、ノースター号を「2億5,000万イタリアリアの保証金の支払いまたは保証人による保証の提供を条件に釈放する」ことを船主に通知するよう、要請した。しかし、保証金は支払われず、同船は差し押さえられたままであった。パナマによると、「ノースター号の船主は、抑留が長期になったためすべての収入源を失ったので、[支払いを] 行うことができなかった」、という。

79. 2000年1月20日に、Savona 地方裁判所の検察官が、前述70項で言及した者を起訴し、2002年末に、Savona 地方裁判所はこれらの刑事裁判に関して口頭弁論を開始した。

80. Savona 地方裁判所は、2003年3月14日の判決で、検察官により起訴されたすべての者に対し、「起訴された犯罪について」無罪を言い渡した。同裁判所が述べたことは、特に、「沖合での燃料供給を手配した者が誰であれ、何ら犯罪行為は行われていない。このことは、その者がディーゼル油がイタリア沿岸で帆走するレジャーボートで使用されることを知っていても、変わらない」。同裁判所は、また、この判決において、「ノースター号の差押えを撤回し、同船を船主に返還する」ことを、命じた。

81. 2003年3月18日に、Savona 地方裁判所は、Palma de Mallorca 地方裁判所に、「2003年3月14日⁶⁾に言い渡した判決の主文の認証謄本」を、送付した。この主文は、ノースター号は釈放され、Intermarine 社に返還しなければならないことを、命じた。Savona 地方裁判所は、Palma de Mallorca 地方裁判所に、

6) 訳者注：先決的抗弁45項では3月13日。

【資料】国際海洋法裁判所「ノースター号事件」（第25号事件）本案判決（1）

「この釈放命令を実施し、船舶の管理担当者にこの命令を通知する」こと、及び、この財物が実際に返還されているかどうかを確認し、[Savona 地方裁判所に] 関連記録を送付すること]、を要請した。

82. 2003年3月21日付の書簡で、Savona 地方裁判所は、Inter marine 社に対し、「当裁判所はノースター号の釈放と、船主への同船の返還を命じた」ことを、通知した。この書簡は、イタリア法に従い、「同船の還付 (withdraw) の期限を、この連絡文書の受領日から30日とする」こと、及び、「還付がない場合、裁判官は売却を命じることになる」ことを、記した。Savona 地方裁判所のこの書簡は、まず2003年3月26日付の書留郵便で船主に配達され、その後2003年7月2日にノルウェー機関により配達された。この書類の配達におけるノルウェー機関の協力は、イタリア法務省が求めたものであった。しかし、船主は、ノースター号を手に入れることはなかった。

83. 2003年7月22日付の、スペインの Balearics 地方海事局 (Spanish Provincial Maritime Service of the Balearics) の海軍大佐 (captain) からの Palma de Mallorca 第3予審裁判所宛ての書簡によると、ノースター号の「差押えと留置を撤回する文書」は、2003年7月21日に発せられた。パナマは、船主はそのことを知らされておらず、この文書の写しを受け取っていない、という。当裁判所は、この文書の写しを本件裁判において入手していない。

84. Savona 地方裁判所の検察官は、2003年8月18日に、2003年3月14日の Savona 地方裁判所判決に対し控訴した。この控訴は、同船に関しては行われず、前述70項で言及した8人のうち7人の無罪についてのみ、行われた。2005年10月25日に、イタリアの Genova 控訴院は、Savona 地方裁判所が言い渡した判決を支持した。

85. ところで、当裁判所は、2016年11月4日の先決的抗弁判決で、次のように述べた。

「2006年9月6日に、スペインの Balearic 島港湾局は、Savona 地方裁判所を通じて、ノースター号の解体の許可を要請した。2006年10月31日に Genova 控訴院が発した命令は、2003年3月13日の Savona 地方裁判所の判

決は『実行されなければならない』とした上で、『これが実行されたならこの船舶は権利者に返還され同船の運命は当控訴院の権限内にならないことになるから、当控訴院はこれ以上決定を行う必要はない』、とするものであった。2006年11月13日に、Genoa 控訴院は、2006年10月31日の命令文の写しを Balearic 島港湾局に送付した。」

(ノースター号事件 (パナマ対イタリア)、先決的抗弁、判決、*ITLOS Reports 2016*, p. 44, at p. 56, para. 47)

86. 2015年3月25日に、Balearic 諸島港湾局は、スペインの政府公報でノースター号の公売を告知した。この公売についての売却基準価額は3,000ユーロに設定された。パナマが提供した新聞記事によると、同船は、「廃物処理を事業とする会社がスクラップにするために」購入し、2015年8月に港から撤去された。

IV. 証拠法

87. 当裁判所は、まず、証拠法 (rules of evidence; règles d'administration de la preuve) に関する問題を扱うこととする。両当事国は、本件裁判に適用される証拠法について、意見を異にする。したがって、この問題について当裁判所の見解を示す必要がある。この点に関して、両国の主張の間には主に2つの争点がある。1つは本件裁判に適用される証明度 (standard of proof; critère de preuve) であり、もう1つは本件裁判における証人と専門家の証言が有する証拠力 (probative weight; valeur probante) である。

88. パナマは、「パナマは、本件裁判の原告として自国の請求を証明する責任を有し、書面での証拠により及び両国が招聘した証人の証言によりその責任を果たした」、と主張する。パナマの見解によると、「20年が経過したため立証責任に関してかなりの困難があったが、パナマは、本件裁判の場で多くの書類を提出し、重要な事実を証明することができた」、という。

89. しかし、パナマは、当裁判所に対し、「イタリア領域またはスペイン領域

【資料】国際海洋法裁判所「ノースター号事件」(第25号事件) 本案判決(1)

に所在する証拠書類を入手するのが困難であることを考慮する」よう要請した。パナマによると、「パナマは本件裁判で立証責任を負うけれども、イタリアは、パナマがイタリアの支配下にありイタリアしか入手できない重要な書類と情報を何度要請しても、提出することはなかった」。パナマはイタリアに対し刑事裁判の文書ファイルを提出するよう要請したが、イタリアは、パナマが要請に係る書類を精確に特定していないという理由で、その要請を拒絶した。パナマによると、パナマはその文書ファイルを閲覧する機会がなく書類を精確に特定することができなかった。パナマは、これに関して、国際裁判の先例(コルフ海峡事件判決を含む。)に言及して、「海洋法裁判所に対し、パナマに課された証明度を調整するよう希望する」、と述べる。

90. パナマは、「ITLOS 規則は、明白に、特に44条と72条以下で、当事国は証人または専門家による証拠を提出することができる」と規定している」、と指摘する。パナマによると、こういった証拠は書面(written documents)と等しい価値を持つ。パナマは、次のように述べる。

「本件裁判でパナマが招聘した証人である Morch 氏、Rossi 氏及び Husefest 氏の証言は、特に強力な証拠である。なぜなら、これらの証人たちは、ノースター号をめぐる事態に直接に関わっており、同船とその活動に関する事実関係をよく知っているからである。」

パナマは、これらの証人たちの証言は「すべての点で網羅的で情報量が多く信頼に値する」、と述べた。

91. これに対し、イタリアは、「裁判当事者が提出する証拠は、立証責任を満足させるほどに『十分』でなくてはならないという一般的に認められた原則」に言及する。イタリアは、この原則が適用されるのは、事実に関する主張とその主張の信用性(credibility)、及び法に関する主張とその信頼性(reliability)に対してである、と主張する。

92. イタリアは、パナマは非常に多くの事実と法に関して主張を行ったが、これらは十分な証明力で支えられていない、と主張する。また、「パナマは、自国の主張を証明できないときは、立証責任を被告に転換させようとする」と

が多かった」、という。しかし、イタリアは、「パナマは、本件裁判で適当な証拠を提出しなかったため、立証責任をイタリアに転換させることはできない」、と述べる。この点に関して、イタリアは、パナマは本件裁判の開始を大幅に遅延させたため証拠面での結果を負担しなければならない、と主張する。イタリアの見解では、パナマが本件裁判を行うために自身が必要とするすべての証拠を提出するのは、イタリアではない。また、イタリアは、パナマに協力するため大変な努力を行い、またパナマによる書類提出の要請（イタリアが保有する書類の一覧の提出を含む。）に合理的に対応しており、パナマは特定の書類を適切に要請することができたはずである。しかし、パナマはこの協力的な提案を拒否した、とイタリアは指摘する。

93. イタリアはまた、パナマは口頭弁論で自らが招聘した証人の証言によっても証拠面での失敗を取り返すことができなかった、という。イタリアは、その口頭弁論での証言の強さを否定する。これは、国際紛争解決における十分に確立した原則である、「裁判に利害関係—特に金銭的利害—を有する者からの証拠は、そのような利害関係を持たない者の証拠より価値が劣る」という原則に、基づく。そして、イタリアは、当裁判所に対し、証人の信用性を評価するに当たり、本件裁判において彼ら証人が証拠を提出したのは彼らの本国の法的利益を（恐らくは旗国の法的利益すら）擁護するためでなく自分たちの賠償金を得るためであることに十分に注意するよう、求めた。

* * *

94. さて、両当事国の間には、本件裁判でパナマが自身の請求を証明する責任を負うことに、見解の不一致はない。しかし、パナマが本件裁判において満たさなければならない証明度について、両国の間に見解の不一致がある。また、招聘された証人と専門家の証言に与えられる証拠力についても、見解の不一致がある。

95. 前述24項で述べたように、パナマは、その申述書において、「証拠提供の要請」と題する書類を提出した。これは、パナマが、当裁判所に対し、特に、イタリアの複数の機関が保有するとされるノースター号に関する文書ファイル

【資料】国際海洋法裁判所「ノースター号事件」（第25号事件）本案判決（1）

の認証謄本を提供するようイタリアに命じることを、要請するものである。当裁判所は、パナマのこの要請を受け入れず、両国に対し、この点に関する両国間の書簡のやり取りに留意して、証拠に関する両国間の協力を続けるよう奨励した。そのやり取りには、特にイタリアによる次の提案が含まれる。

「イタリアは、イタリアの文書ファイルに含まれている書類の一覧を、パナマの文書ファイルに関しての相互主義を条件として、提供する用意がある。そして、イタリアは、精確に特定した証拠の提供についてのパナマの要請を検討するとともに、パナマに対し同様の要請を行う権利を留保するつもりである。」⁷⁾

その後両国は、裁判所書記を通じて、両国が保管するノースター号事件に関する文書ファイルの一覧を交換した。この件について、これ以上の行動はとられていない。

96. 当裁判所の見るところ、パナマが精確に特定した証拠を提供するよう要請するならその要請を考慮するとしたイタリアの提案は合理的であって、パナマが証拠の提供を要請するに当たり特段障害を生じさせることはない。それにも関わらず、パナマはその要請を行おうとしなかった。

97. また、パナマは2015年に当裁判所においてイタリアを被告として裁判手続を開始したが、これはノースター号の差押えから17年後であった。この時間の経過のためパナマが関連のある証拠を入手するのは困難であったにせよ、その困難はパナマ自身の判断が原因である。

98. したがって、パナマは、パナマからの証拠提供の要請をイタリアが拒否したことを理由に、パナマに課された証明度を調整する必要があると主張するが、当裁判所は、その主張に説得されない。

99. もう1つの証人と専門家の証言についてであるが、本件裁判において、両国は自国の請求を証明するため何人かの証人と専門家を招聘した。後ほど、本

7) 訳者注：このイタリアの見解の引用部分全体が、判決30項と英文は同一であるが仏文は異なっている。ここでは30項と同じ訳にした。この点について、判決29項の訳者注を参照。

件裁判において彼らの証言の関連性と証拠力を評価することとする。その評価に当たり特に考慮するのは、(a) その証言が事実の存在に関係するのかそれとも単に個人的な意見を示しているのか、(b) その証言は、直接に得た知識に基づいているのかどうか、(c) 証言は、反対尋問により適切に検証されたかどうか、(d) 証言は、他の証拠により裏付けられているかどうか、そして、(e) 証人または専門家は、この裁判の結果に利害関係を有する可能性があるかどうか、である。

V. 管轄権の範囲

100. ここでは、本件裁判における当裁判所の管轄権の範囲の問題を検討する。これに関して、当裁判所は、本件裁判の先決的抗弁において、本件紛争を審理する管轄権に関して及びパナマの請求訴状の受理可能性に関して、見解を述べた。

101. 当裁判所は、先決的抗弁の判決において、海洋法条約の87条と300条が本件事件に関係する、と認定した。

102. 当裁判所は、先決的抗弁の判決122項で、次のように述べた。

「公海の自由に関する海洋法条約87条は、公海はすべての国に開放されること及び公海の自由は特に航行の自由を含むことを、規定する。ノースター号が行った公海上での活動に関する同船に対する Savona 地方裁判所検察官の差押命令と、Savona 地方裁判所検察官からの同命令の実施請求は、同船の旗国としての87条に基づく権利の侵害と考える余地がある。したがって、当裁判所は、87条は本件事件と関連性を有する、と結論づける。」

(ノースター号事件 (パナマ対イタリア)、先決的抗弁、判決、*ITLOS Reports 2016*, p. 44, at p. 73, para. 122)

103. 当裁判所はまた、同じ判決の132項で、次のように述べた。

「前述122項で結論づけたように、公海の自由に関する海洋法条約87条は、本件事件と関連性を有する。当裁判所は、イタリアが条約87条により負

【資料】国際海洋法裁判所「ノースター号事件」(第25号事件) 本案判決(1)

う義務を誠実に履行したかどうかの問題が生じている、と考える。したがって、当裁判所の見解では、条約300条は本件事件と関連性を有する。」

(ノースター号事件 (パナマ対イタリア)、先決的抗弁、判決、*ITLOS Reports 2016*, p. 44, at p. 74, para. 132)

104. したがって、当裁判所は、先決的抗弁判決において、管轄権についてイタリアが提起した抗弁を却下し、本件紛争を審理する管轄権を有すると認定した。

105. 当裁判所は、この先決的抗弁判決で、パナマの請求訴状の受理可能性についてイタリアが提起した抗弁を却下し、本件請求訴状は受理可能であると認定した。

106. しかし、両国は、本案の裁判手続において、先決的抗弁判決が示した本件紛争の範囲について、新たな問題を提起した。

107. これに関して両国が申し立てた争点は、(1) 先決的抗弁判決122項の範囲、(2) 海洋法条約300条、(3) 海洋法条約92条及び97条1項と3項の援用、及び、(4) 人権に関する請求、に関係するものである。

108. 両国の間で、これらの争点について意見が一致していない。

(1) 先決的抗弁判決122項の範囲

109. まず、本件紛争はノースター号の差押えと抑留を含むのかそれとも差押命令とその実施請求に限定されるのかどうかの問題を取り上げる。

110. イタリアは、パナマは「ノースター号の差押えについて自国の主張を証明する試みに失敗した」、という。イタリアによると、「本件紛争に関係する行為は、差押命令とその実施請求である」。イタリアはまた、次のように述べる。

「一方で、実施されたのは公海ではなくスペインの内水であって、この行為はイタリアには帰属されえない。言い換えると、パナマが最初に本件請求を提起した重要な事態は、もはやこの紛争と関連性を持たない。」

111. イタリアの主張によると、パナマが「本件裁判を開始したのは、本件

紛争の主題が、パナマの請求訴状に記されているように、『ノースター号の不法な差押えにより引き起こされた損害についてのイタリア共和国に対する賠償請求に係る』ことを理由としている、という。イタリアはまた、「この理由での請求は、今は、海洋法裁判所に付託されていない」と主張する。

112. イタリアは、次のように述べる。

「海洋法裁判所は、2016年11月4日の判決122項で、両国間の紛争を、本件差押命令とその実施請求（差押命令の実際の実施ではなく）が公海上でノースター号が行った活動に関して海洋法条約87条違反とみなされうるかどうかの問題に関するものに、縮減した。」

113. イタリアは、先決的抗弁判決の122項と132項に言及して、裁判所の管轄権は「海洋法条約87条と87条に係る300条とに基づいて行われる、イタリアの差押命令とその実施請求の合法性についての判断に、限定される」、と主張した。

114. これに対し、パナマは、「本件事件において、パナマの旗を掲げる船舶であるノースター号の不法な差押えと抑留が、争点である」、と主張する。

115. パナマは、イタリアの立場に反論して、「損害が、差押命令によるのか、その実施請求によるのか、あるいはその現実の実施によるのかを区別するのは妥当でなく、「イタリアが責任を負うのは、差押えのこれら3段階のすべてについて、つまりこれらによりパナマに生じたすべての損害についてである」、と主張した。

* * *

116. さて、当裁判所は、先決的抗弁判決122項で、次のように述べた。

「ノースター号が行った公海上での活動に関する同船に対する Savona 地方裁判所検察官の差押命令と、Savona 地方裁判所検察官からの同命令の実施請求は、同船の旗国としての87条に基づく権利の侵害と考える余地がある。」

(ノースター号事件 (パナマ対イタリア)、先決的抗弁、判決、*ITLOS Reports 2016*, p. 44, at p. 73, para. 122)

117. イタリアは、この122項を、ノースター号の現実の差押えと抑留を除外するものと解釈している。しかし、この解釈は、当裁判所の管轄権に関する判断を正確に反映してはいない。122項はノースター号の現実の差押えと抑留に明示的に言及してはいないけれども、この項は、先決的抗弁判決の他の関連のある項、特に86項、101項、165項及び167項の文脈で及びこれらの項と合わせて、読むべきである。

118. 当裁判所は、この先決的抗弁判決で両国間の紛争の存在を判断するに当たり、「2001年以降、ノースター号の抑留とその抑留から生じる賠償金の問題について、いくつかの連絡文書がイタリアに送付された」ことに、留意した（下線部の強調は裁判所が追加）（ノースター号事件（パナマ対イタリア）、先決的抗弁、判決、*ITLOS Reports 2016*, p. 44, at p. 66, para. 86）。当裁判所は、これらの連絡文書を検討して、「両国間の紛争の存在は、ノースター号の抑留に関してパナマが提起した問題にイタリアが応答しなかったことから、推論することができる」、と結論づけた（下線部の強調は裁判所が追加）（*Ibid.*, at p. 69, para. 101）。

119. 当裁判所の見るところ、パナマは、本件裁判の当初より、本件紛争の主題を明確にしている。パナマは、当裁判所に紛争を付託した際、「この請求訴状は、1998年にイタリア共和国がパナマ国旗を掲げるノースター号及び船内の石油製品を不法に差し押さえたことにより被った損害についての賠償請求に、関係する」、と述べている。

120. また、本件裁判でパナマが行った請求についての被告適格国（proper respondent）はいずれの国か（イタリアかスペインか）の問題は、本件裁判の先決的抗弁の段階で詳しく論じられた。当裁判所は、この問題に回答するに当たり、イタリアの差押命令とイタリアからのスペインへの実施請求は、ノースター号の差押えと抑留に本質的に結び付けられかつこれらと不可分のものである、とする見解を示した。当裁判所は、先決的抗弁判決で、次のように説明した。

「これらの事実と状況から、ノースター号の差押えはイタリアとスペインと

の間の司法共助の結果として行われたものであるけれども、イタリアの差押命令と同命令の実施の請求は、この船舶の差押えをもたらした中心的な要素である。差押命令がなければ差押えが行われることがなかったのは、明らかである。」

(ノースター号事件(パナマ対イタリア)、先決的抗弁、判決、*ITLOS Reports 2016*, p. 44, at p. 83, para. 165)

121. 当裁判所は、続けて次のように述べた。

「スペインが行った抑留は、イタリアがノースター号に対して行った犯罪捜査と刑事裁判手続の一部である。イタリアは、この捜査と裁判手続において、ノースター号の抑留に関して法的立場を表明して法的利益を追求した。スペインは、1959年ストラスブール条約に基づく自国の義務に従って共助を提供したに過ぎない。また、イタリアは、ノースター号が抑留されている間、同船に対する法的規制権限を保持していた。」

(ノースター号事件(パナマ対イタリア)、先決的抗弁、判決、*ITLOS Reports 2016*, p. 44, at pp. 83-84, para. 167)

122. 以上から明らかなように、当裁判所は、先決的抗弁判決において、両国間の紛争は差押命令とその実施請求だけでなくノースター号の差押えと抑留をも含む、と考えた。したがって、本件紛争についての当裁判所の管轄権は、ノースター号の差押えと抑留に及ぶ。

(2) 海洋法条約300条

123. 次に、当裁判所は、海洋法条約300条の解釈または適用に関する両国間の紛争を扱う管轄権の範囲の問題に、目を向ける。

124. 当裁判所は、先決的抗弁判決132項で、「イタリアが条約87条により負う義務を誠実に履行したかどうかの問題が生じている……。したがって、当裁判所の見解では、条約300条は本件事件と関連性を有する」、と述べた(ノースター号事件(パナマ対イタリア)、先決的抗弁、判決、*ITLOS Reports*

2016, p. 44, at p. 74, para. 132)。

125. これに関して、当裁判所は、ルイザ号事件判決で次のように述べたことを、想起する。

「条約300条の文言から明らかなように、300条はそれ自体で援用することはできない。この規定が関係するのは、条約により『認められる権利、管轄権及び自由』が権利の濫用となるような方法で行使される場合のみである。」

(ルイザ号事件 (セントヴィンセント及びグレナディーン諸島対スペイン王国)、判決、*ITLOS Reports 2013*, p. 4, at p. 43, para. 137)

また、当裁判所は、バージニア G 号事件判決で、次のように述べたことを、想起する。

「原告が、違反があったとする特定の海洋法条約規定を援用することなく、被告が一定の行動を行ったことを理由に被告が誠実に行動していないとか権利の濫用を構成するような方法で行動したと一般的に主張するだけでは、十分とはいえない。」

(バージニア G 号事件 (パナマ/ギニアビサウ)、判決、*ITLOS Reports 2014*, p. 4, at p. 109, para. 398)

126. 両国は、本件裁判における当裁判所の管轄権は、海洋法条約87条に関係する300条の違反に限定されることについて、意見が一致している。しかし、両国は、300条に基づきパナマが提起しているいくつかの請求が海洋法条約87条に関係するかどうかについては、意見が一致していない。

127. イタリアは、海洋法条約300条違反の有無の評価は87条の観点からのみでなされなくてはならない、という。イタリアによると、「パナマは、87条と何ら関係がないような信義誠実違反の主張をいくつか行っている」。また、「パナマは、イタリアのすべての行動(海洋法裁判所での行動と国内手続での行動を含む。)を信義誠実で評価しようとしているのであって、結局のところ、パナマのそのような請求は本件紛争において海洋法裁判所の管轄権の外に置かれることになる」、と述べる。そして、イタリアは、権利濫用の問題は本件裁判

での海洋法裁判所の管轄権を越えている、なぜなら、裁判所は、300条との関連性をイタリアが誠実に義務を履行したかどうかの問題に限定しているからである、と主張した。

128. これに対し、パナマは、「イタリアの不誠実と権利濫用に関するパナマのすべての請求は、87条が保護する自由航行の妨害から生じるものである」、という。パナマによると、「本件差押えを有効としたイタリアの行動とこれを有効としていた期間での同国の行動すべてが、87条に違反しており、また、当該差押え以降のイタリアの行動は、誠実の欠如を示しておりしたがってそのため海洋法条約300条に違反している」、という。パナマは、権利濫用の問題は本件裁判において当裁判所の管轄権を越えるとするイタリアの主張に、同意しない。そして、パナマは、当裁判所は300条の2つの義務のいずれも特定していないから、「海洋法裁判所が両義務とも関連性を有していると考えているのは、間違いない」、と述べた。

* * *

129. さて、当裁判所は、海洋法条約87条に関係する300条の違反に関する両国間の紛争を扱う管轄権を有する。しかし、300条に関するパナマの請求が87条に関係するかどうかを、パナマの請求の1つ1つを吟味することなくこの段階で判断することは、困難である。そのため、当裁判所は、300条に基づく信義誠実と権利濫用に関するパナマの請求について管轄権を有するかどうかの問題を、イタリアが後の段階でこの規定に基づく義務に違反したかどうかの問題を検討する際に合わせて、扱うこととする。

(3) 海洋法条約92条及び97条1項と3項の援用

130. 第三に、パナマが、新規の条文、つまり海洋法条約の92条及び97条1項と3項を援用したことについて、取り扱う。

131. パナマは、「海洋法裁判所が、先決的抗弁判決で海洋法条約87条と300条はイタリアとパナマの間の紛争に関連があると認定した」ことを認識しつつ

も、イタリアが違反した別の海洋法条約規定があるとし、87条と300条が本件紛争に関連があるからといって当裁判所がこれらの規定に密接に関係する他の国際法違反を検討することができないとはいえない、と主張する。パナマは、「本件事件において、行われた違反行為は、海洋法条約の92条1項、97条1項及び97条3項の適用対象でもある」、と申し立てる。

132. パナマは、「92条と97条は海洋法条約第7部の条文でもあるから、これらの規定も公海上の活動を規律するものであり、これらの規定の関連性は否定することはできない」とし、「パナマは、これらの規定の検討を要請したからといって紛争の範囲を広げるものではないし新規の請求を提起するものでもない、なぜなら、これらの規定への言及はイタリアの87条違反に関係しており、この規定の解釈を補完するものであるからである」、と主張した。

133. これに対し、イタリアは異論を唱える。イタリアは、先決的抗弁判決に言及して、「海洋法裁判所は、87条と300条のみが本件紛争に関連していると判断して、その管轄権をイタリアがこれらのいずれかの規定に違反したかどうかを評価することに限定した」、という。イタリアは、「パナマは、その請求訴状にない申述書での新規の請求を提起することによって、海洋法裁判所に付託された紛争の範囲を広げることは、できない」、と主張する。

134. イタリアはまた、「92条、97条1項及び97条3項の違反があったかどうかの問題は、海洋法裁判所が付随手続の文脈で限定づけたように、裁判所の管轄権の外にある」、と主張する。そして、イタリアは次のように付言した。

「パナマの新規の請求は、パナマの請求訴状に黙示的に示されておらず、請求訴状から直接に生じるものでもない。その逆に、その請求は完全に独立した請求であって、その請求に関わる海洋法条約規定はパナマの請求訴状に含まれておらず、したがってその請求は本件紛争を『性質の異なる別の紛争』に転換することになる。」

* * *

135. さて、パナマは、最終申立て、海洋法条約92条及び97条1項と3項に言及していない。したがって、当裁判所は、当裁判所がこれらの規定に基づくパ

ナマの請求を取り扱う管轄権を有するかどうかを検討する必要はない、と考える。

136. ただ、この機会に、本件事件の事情において、一般的な性質の問題について触れておきたい。当裁判所は、管轄権問題と適用法規は区別しなくてはならない、と考える。これに関していうと、適用法規に関する海洋法条約293条は、当裁判所の管轄権を拡張するために用いることはできない。

137. また、本件裁判において当裁判所がその管轄権を確認するために依拠した海洋法条約規定は先決的抗弁判決で決定したように87条と300条であるが、当裁判所は、本件事件の事実これらの規定を解釈し及び適用するに当たり、海洋法条約293条の定めるところに従い、海洋法条約及び海洋法条約に反しない国際法の他の規則を適用することは、排除されない。

138. これに関して述べると、当裁判所は、本件本案裁判において、公海におけるパナマの航行の自由に関する海洋法条約87条を解釈し及び適用するよう、要請されている。当裁判所は、海洋法条約に基づくこの自由の意味を評価するために、293条が認めるように、海洋法条約の他の規定を用いることができる。そういった規定としては、例えば海洋法条約92条がある。この規定は、公海上の船舶に対する旗国の排他的管轄権の原則を定める。したがって、当裁判所は、本件裁判における管轄権を確認するため87条と300条に依拠するとした当裁判所の決定に反しない限度で、92条を適用法規として援用することができる。このことは、先決的抗弁判決が定めた紛争の範囲を広げることと、同じでない。

(4) 人権に関する請求

139. 当裁判所が目をつける最後の問題は、人権違反に関するパナマの請求である。

140. この点についていうと、パナマは、先決的抗弁判決の後に、イタリアによる人権侵害に関する請求を提出した。パナマは、その申述書においてこの問題を提起し、当裁判所に対し「イタリアの行動を吟味する際に、人権面、特

に手続的権利を検討する」よう要請し、その抗弁書でその主張を更に発展させた。

141. パナマは、次のように主張する。

「イタリアは、自国の関税法令を適用しノースター号の差押えを命じこれを請求したために、人権及び基本的自由並びにノースター号の運航の利害関係者の義務履行に関する同国の国際義務に違反し、法の適正手続に従わなかった。海洋法裁判所が従前に確認したように、『人道の考慮は海洋法において適用されるが、このことは国際法の他の分野と同様である。』⁸⁾

142. そして、パナマは、「事実関係に関する申立書で示したようなノースター号の差押え及び利害関係者の逮捕の命令とその逮捕請求が行われた方法を見ると、イタリアはこれらの関係者について国際的に承認された人権を侵害している」、と主張した。

143. これに対し、イタリアは、「パナマの請求は海洋法裁判所の管轄権の対象でなく、「海洋法条約287条の定めるところに従い、海洋法裁判所が管轄権を有するのは、海洋法条約の解釈または適用に関する紛争についてである」、と主張する。イタリアは更に、次のように主張する。

「293条は、裁判所が287条に基づいて管轄権を行使するに当たり、293条に従い海洋法条約及び海洋法条約に反しない国際法の他の規則を適用する、と定める。パナマは、海洋法条約293条に言及するけれども、人権規定の援用は明らかに裁判所が適用する法規の定義の文脈に現れない。その逆に、パナマは、イタリアが国際法の他の規則（特に海洋法条約とは別の人権規定を含む。）に違反したと宣言するよう裁判所に要請しており、裁判所の管轄権を拡張しようとしている。」

144. イタリアは、パナマは人権に関する様々な義務の違反を書面手続において及び「口頭手続でも何とかして」申し立てようとしたが、その試みは失敗に終わった、という。イタリアによると、「海洋法裁判所は、海洋法条約とは

8) 訳者注：1999年サイガ号事件（第2）判決155項、2014年バージニア G 号事件判決359項。

別の条約に含まれているこういった義務の違反について判断する管轄権を、持たない。これらの条約は自身の履行確保制度を有している」、という。

145. そして、イタリアは、イタリアのこの主張に対するパナマの反論は、当裁判所が293条の観点で海洋法条約上の紛争に適用することができる法と、海洋法条約288条1項に基づく裁判所の管轄権の範囲とを、根本的に混同している、と主張した。

* * *

146. さて、パナマは、書面手続においてイタリアによる人権侵害についての請求を詳しく主張したけれども、最終申立てでこれらの請求を含めなかった。したがって、当裁判所はこれらの請求を取り上げる必要はない。

(未完)

(2022年11月3日稿)

【付記】本稿は、科学研究費補助金基盤研究(A)「国際組織を通じた海洋法秩序の展開」(JSPS 科研費19H00567)による成果の一部である。